

(秘密)

※扶養削除の場合は必ず健康保険証を添付してください。

(提出先) 当健保HP「家族が増えた・減ったとき」の 「提出先1」をご確認ください。	健康保険被扶養者(異動)届 ○ 扶養認定 ○ 扶養削除 ※該当するものにチェックしてください			常務理事 <input type="checkbox"/>	事務長 <input type="checkbox"/>	担当者 <input type="checkbox"/>

被保険者欄	被保険者等の記号・番号 (記号) (番号)	被保険者氏名 * 自署の場合は押印不要	性別 ○ ○ 男 女	所属会社・ロケ(略称可) (退職者は記入不要)	連絡の取れる連絡先 (電話番号)
	住民票住所				

※被扶養者が4名以上いる場合は、異動届を追加してください

被扶養者欄①	氏名 (フリガナ) (氏) (名)	生年月日 ○ ○ ○ 年 月 日 S H R	性別 ○ 男 ○ 女
	続柄/コード (続柄) (コード) ※ブルダウンから選択、または裏面「続柄コード」参照	職業	
	該当日 R 年 月 日 就職:就職日(資格取得日)、死亡:死亡日	認定・削除理由	年間総収入 (年金収入を含む) 万円
	居所 ※現在お住いの住所	個人番号(別途提出) * * * * *	資格確認書 (発行を希望する方は右記に☑)
住民票住所	<input type="checkbox"/> 居所と同じ <input type="checkbox"/> 居所と異なる → 右記に記入 ※海外在住のため、日本に住民票がない場合は「海外」と記入		健保組合記入欄 認定日 抹消日 R . .

被扶養者欄②	氏名 (フリガナ) (氏) (名)	生年月日 ○ ○ ○ 年 月 日 S H R	性別 ○ 男 ○ 女
	続柄/コード (続柄) (コード) ※ブルダウンから選択または裏面参照	職業	
	該当日 R 年 月 日 就職:就職日(資格取得日)、死亡:死亡日	認定・削除理由	年間総収入 (年金収入を含む) 万円
	居所 ※現在お住いの住所	個人番号(別途提出) * * * * *	資格確認書 (発行を希望する方は右記に☑)
住民票住所	<input type="checkbox"/> 居所と同じ <input type="checkbox"/> 居所と異なる → 右記に記入 ※海外在住のため、日本に住民票がない場合は「海外」と記入		健保組合記入欄 認定日 抹消日 R . .

被扶養者欄③	氏名 (フリガナ) (氏) (名)	生年月日 ○ ○ ○ 年 月 日 S H R	性別 ○ 男 ○ 女
	続柄/コード (続柄) (コード) ※ブルダウンから選択または裏面参照	職業	
	該当日 R 年 月 日 就職:就職日(資格取得日)、死亡:死亡日	認定・削除理由	年間総収入 (年金収入を含む) 万円
	居所 ※現在お住いの住所	個人番号(別途提出) * * * * *	資格確認書 (発行を希望する方は右記に☑)
住民票住所	<input type="checkbox"/> 居所と同じ <input type="checkbox"/> 居所と異なる → 右記に記入 ※海外在住のため、日本に住民票がない場合は「海外」と記入		健保組合記入欄 認定日 抹消日 R . .

事業主記入欄 (退職者は不要)	(正)上記のとおり相違ないことを確認しましたので提出します。 ((正)のみ押印要)	
	(副)提出された被扶養者(異動)届は上記処理しましたので通知します。	
	令和 年 月 日	
	事業所の所在地 名称 氏名	印

受付日付印

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で社会保険審査官(地方厚生(支)局内)に対して審査請求をすることができます。また、審査請求の決定に不服があるときは、再審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。

再審査請求は、審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に文書又は口頭で社会保険審査会(厚生労働省)内)に対して行うことができ、処分の取消しの訴えは、審査請求の決定があったことを知った日から6か月以内(再審査請求があったときは、その判決があったことを知った日から6か月以内)に、健康保険組合を被告として提起することができます。(ただし、原則として、決定又は裁判の日から1年を経過したときは、提起することができなくなります。)

なお、審査請求があった日から2か月を経過しても決定がないときや、処分の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、審査請求の決定を経なくても再審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。

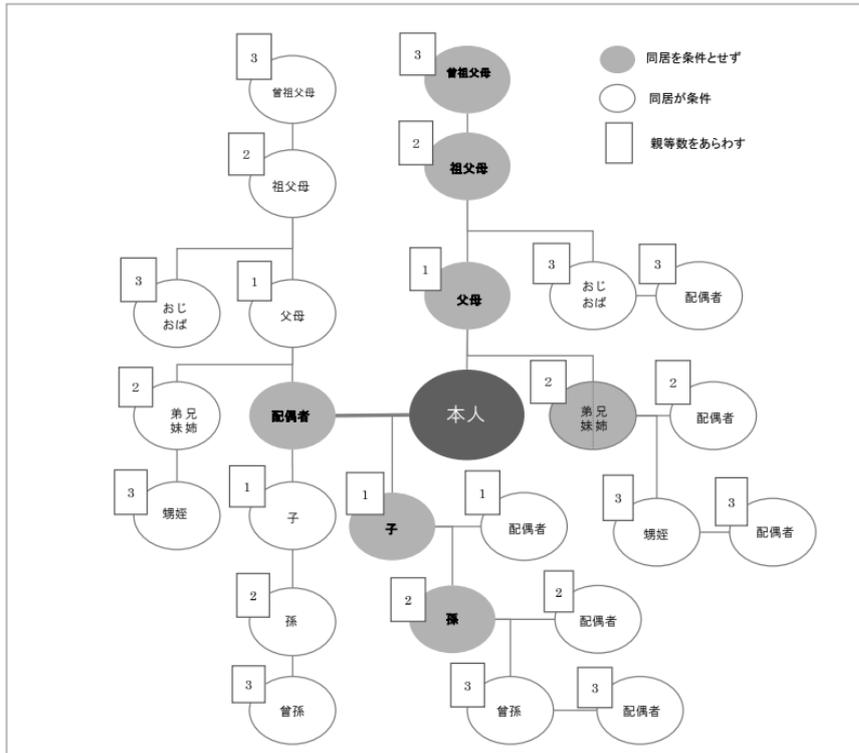
手続きに必要な書類の詳細は、当健保ホームページの『家族が増えた・減ったとき』でご確認ください。

参考リンク先: [扶養認定に必要な資料一覧](#)

COMPANY導入会社では、「人事申請メニュー」からも確認いただけます。

被扶養者の範囲

続柄コード



夫	11
妻	12
父	51
母	52
祖父	61
祖母	62
長男	21
二男	22
三男	23
長女	31
二女	32
三女	33
兄弟	71
姉	72
妹	81
義父	55
義母	56
養父	53
養母	54
養子	28
養女	38

被扶養者とは

被扶養者とは、主として被保険者により生計を維持している直系尊属、配偶者(未届を含む)子、ならびに被保険者と同一の世帯に属し、主として被保険者により生計を維持している三親等内の親族ならびに未届の配偶者の父母および子をいいます。

■ 被扶養者の認定条件

扶養の認定にあたっては、認定対象者が以下の条件をすべて満たしていません。

- 主として被保険者の収入によって生計維持されていること。
- 年間収入が130万円未満(60歳以上または障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合は180万円未満)であること。
- 失業給付を受給される場合は、基本手当日額が3,612円未満(60歳以上の場合は5,000円未満)であること。
- 被保険者の年収の2分の1未満であること。
- 別居の場合、被保険者からの仕送り額が認定対象者の年間収入より多いこと。

添付書類について

- (1) 「子供用現況届」または「現況届(子以外)」と、その他の必要書類を添付してください。必要書類は当健保HPでご確認ください。
- (2) 各種年金を受給する者を被扶養者とする場合は、年金受給証明書等、年金額が明らかになる書類を添付してください。
- (3) 退職した者をすぐに被扶養者とする場合は、「被保険者資格喪失証明書」を添付してください。
- (4) 失業等給付の受給申請をしない場合は、「離職票-1」「離職票-2」のコピーを添付してください。
- (5) 失業等給付の受給申請をする場合は、「雇用保険受給資格者証」を受領後、すみやかにコピーを提出してください。
- (6) 就職で扶養削除される場合は、新しい保険証の写しを添付してください。(取得日の確認のため)

その他

- (1) 被扶養者は今回異動された対象者のみ記入してください。(オムロングループ内での転籍の場合は、該当者全員記入要)
- (2) 別居の者を被扶養者とする場合は、定期的に通金していることが明らかとなる書類(通帳のコピー等)が必要です。手渡しは認められません。継続した送金が確認できない場合は、認定を取り消しますので、送金証明書類は大切に保管してください。
- (3) 社会保険届出の電子申請化により、JIS規格外の文字(環境依存文字、外字)を取り扱わないこととなりました。氏名はJIS第1水準、第2水準の文字をご記入ください。(JIS規格外の文字が含まれる場合は、類似文字またはカタカナでの対応とさせていただきます)

注意事項

- (1) 被扶養者の認定、削除の当該事実が発生しましたら、すみやかに必要書類を担当の各事業所健康保険担当窓口へ提出ください。
- (2) 認定対象者の収入や生活の実態、被保険者の経済的扶養能力等を総合的に審査の上、認定の可否を決定します。また、状況により追加書類の提出を求めることがあります。
- (3) 虚偽の届出、または故意に届出をしなかった事実が判明した場合は、被扶養者の資格を取り消します。

【資格確認書とは】

マイナ保険証での医療機関受診が難しい方は、資格確認書を医療機関受付で提示することで受診可能です。有効期限内に到達したとき、または資格喪失したときは、速やかに返却してください。

新規取得時(被保険者:取得届、被扶養者:異動届)は、各申請書の「資格確認書希望欄」にチェック(☑)を入れることで資格確認書を申請できます。